

全国海運組合連合会
第326回理事会議事録

開催日時 平成28年6月1日（水） 12：00～14：10

開催場所 神戸・三宮東急R E I ホテル 3階 ボールルーム

議題

1. 役員並びに委員会委員交代に係る件
2. 平成27年度事業報告書及び収支決算書・財産目録及び貸借対照表に係る件
3. 平成28年度事業計画（案）及び収支予算（案）に係る件
4. 平成28年度徴収賦課金分担（案）に係る件
5. 定款一部改正に係る件
6. 暫定措置事業平成28年度資金管理計画（案）に係る件
7. 総連合会・船員対策委員会審議状況に係る件
8. 内航海運の活性化に向けた今後の方向性検討会（第1回、第2回）に係る件
9. 内航主要オペレーター輸送動向（3月実績値）に係る件
10. 事業集約等に関する審査基準に係る件
11. その他
 - (1) 全海運第58回通常総会開催要領に係る件
 - (2) 今後の会議予定に係る件

定刻、事務局より過半数の理事の出席を得て本理事会は適法に成立した旨報告すると共に、平成28年4月14日発生した熊本地震とその後発生した大分県地域の地震で被災された方々へお見舞い申し上げ、熊本県で被災された方々への義援金として50万円を拠出した旨報告した。

この後、定款の定めにより藤井会長が議長となり、直ちに審議に入った。

議題1．役員並びに委員会委員交代に係る件

議長の指示により、事務局は当該組合から提案のあった交代願いについて、以下の通り説明した。(敬称略)

《役 員》

【理 事】

提案組合：東北内航海運組合

(新)
平 岡 清 康
平岡海運倉庫(株)
代表取締役社長

(旧)
湯 村 健 介

提案組合：大阪海運組合

(新)
中 原 敏 之
三 星 海 運 (株)
代表取締役社長

(旧)
藤 原 浩

【監 事】

提案組合：関東沿海海運組合

(新)
矢 野 和 義
関東沿海海運組合
事務局長

(旧)
中 澤 恒 夫

《部会・委員会委員》

【輸送部会】

提案組合：大阪海運組合

(新)
中 原 敏 之
三 星 海 運 (株)
代表取締役社長

(旧)
藤 原 浩

【船員対策検討委員会】

提案組合：東北内航海運組合

(新)
平 岡 清 康
平岡海運倉庫(株)
代表取締役社長

(旧)
湯 村 健 介

以上の説明の後、議長が本件を諮った処、全員の異議が無く承認された。

なお、理事・監事諸氏の就任日については、来る 6／15 開催の第 58 回通常総会にて承認を得て、同日付けとなるものである旨付言し、了承された。

議題 2. 平成 27 年度事業報告書及び収支決算書・財産目録及び貸借対照表に係る件

議長の指示により、事務局は大要以下の通り説明した。

○平成 27 年度事業報告書について

平成 27 年度事業報告書については事前に資料を配付している処であり、説明を省略し、記載内容について意見・質問等あれば承りたい。

出席理事から特に意見もなく、全員の異議がなく原案通り承認された。

○収支決算書・財産目録及び貸借対照表について

平成 27 年度の収支決算概要是、収入の部に於いて、暫定措置事業における留保トン数の使用承諾書を含む建造納付金免除制度のルール適用が最終年度であった事から、各位の旺盛な建造申請により、建造納付金収入が大幅に伸びた事に伴い、暫定措置事業手数料並びに同事務推進費が増収となった。

平成 28 年 1 月 20 日の臨時総会において賦課金 1 ヶ月分（28 年 3 月分）を免除させて頂いた処であるが、更なる増収が見込まれる状況に加え、支出の部に於いて、会議費、事務所費等に於いて大幅に節減できた状況から、剩余额相当額を一旦構造改善事業費に支出し、構造改善引当金に充当することとした。

なお、28 年度予算案作成に当たって、賦課金 2 ヶ月分を免除し、当該相当額を構造改善引当金から取り崩す事とする。

財産目録・貸借対照表は資料の通りである。

以上の後、議長が承認方を諮った処、全員の異議が無く、原案通り承認された。

議題3. 平成28年度事業計画（案）及び収支予算（案）に係る件

議長の指示により、事務局は平成28年度事業計画（案）を全文朗読し、達成項目として、4月14日発生した熊本地震による災害状況を踏まえ、従来の「東日本大震災・・・」を「激甚災害地・・・」と表現変更したこと、並びに船員不足問題への対応の一環として、広く国民に内航海運を知って貰うため、「内航海運についての海事広報推進・充実」を加えたこと、等を説明した。

議長が本件について意見を求めた処、出席理事より、今般の商法（運送・海商関係）改正に伴い、海運事業者の責任負担が増すのではないかと危惧しており、この研究等について事業計画に加えるべきでは無いか、との意見が述べられた。

これに対し、議長は、運送人（オペレーター）よりも荷送人（荷主）の責任が増す内容となっていたことから荷主の反発が大きく、中々纏まらなかつたとの報告を受けており、また、海運集会所の契約書式改定に際し、内航海運事業者の意見を十分聞いた上で改定に取り組むことであり、意見を述べる機会はあるとして、平成28年度事業計画（案）につき賛同を求める処、全員異議無く承認された。

次いで事務局は平成28年度収支予算（案）について、大要以下の通り説明した。

収入の部に於いては、27年度決算に於ける剰余金相当額を構造改善引当金に充当させて頂いたことから、会員（18組合）各位からの賦課金を2ヶ月分免除とし、免除相当額を構造改善引当金から取り崩して収入を確保することとした。

また、支出の部に於いては、会議開催回数の増加を見込んでいること、事務局研修会費として研修会の他、事務局長会議を予定していること、構造改善事業費の中に、ホームページ上に会員並びに各地区海運組合を紹介するための取材等に要する費用を計上したこと、雑費として、派遣職員に要する費用を計上したこと、一方事務所費等は一層の節減に努めることとしている。

以上の説明の後、議長が本件を諮った処、全員の異議が無く承認された。

議題4. 平成28年度徴収賦課金分担（案）に係る件

議長の指示により、事務局は大要以下の通り説明した。

平成28年4月1日現在、会員（18組合）各位に所属している事業者数、船腹量等の報告を基に、従来通りの賦課金単価を乗じて算出したものである。下期賦課金額は平成28年10月1日現在のデータを基に改めて算出することとしており、暫定的に上期金額と同額を計上しているものである。

以上の説明の後、議長が本件を諮った処、全員の異議が無く承認された。

議題 5. 定款一部改正に係る件

議長の指示により、事務局は大要以下の通り説明した。

当連合会の役員の任期は、現行「翌々年度通常総会の日まで」となっているが、代表理事（会長）変更登記に際し、法務局より「総会の日まで」とは当日の24時までを意味し、従って、新しい理事による理事会は翌日以降でなければ開催できない、等の指摘を受け、商法改正に伴って厳格な運用が求められて来ていることから、今般、「翌々年度通常総会終結の時まで」と改正するものである。

以上の説明の後、議長が本件を諮った処、全員の異議が無く承認された。

議題 6. 暫定措置事業平成28年度資金管理計画（案）に係る件

議長の指示により、事務局は大要以下の通り説明した。

28年度上期収入見込額	52億13百万円
支 出 額	7億11百万円：預託金償還分
	2億19百万円：事務経費
収 支 差 額	42億83百万円

一方、上期返済原資は収入確定額の40億8百万円から上記支出額合計9億3千万円を差し引いた30億78百万円となり、8月返済の予定。5月期建造以降の納付金収入は下期原資となる。

以上の説明の後、議長が意見を求めた処特に無く、了承された。

議題 7. 総連合会・船員対策委員会審議状況に係る件

議長の要請に基づき、岡本理事（総連合会・船員対策委員会委員）は大要以下の通り説明した。

民間6級海技士と公的6級海技士の統合に向けた議論が行われている。

民間6級は年々応募者も増加傾向にあるが、社船実習に於いて先生となる船員の教育方法が不統一であること、公的6級は航海訓練所の教員の下に練習船で実習が行われるが、年々応募者数が減少傾向にある。

斯様な状況から、より効率的な訓練を可能とするよう民間と公的を統合しては如何か、と言うことである。

以上の説明の後、議長は総連合会政策委員会の場に於いて、総連合会としては統合を進めていこうという意見で一致している。今後国交省との意見の摺り合わせが行わ

れることとなる旨付言し、意見を求める処特に無く、了承された。

議題 8. 内航海運の活性化に向けた今後の方向性検討会（第1回、第2回）に係る件

議長の要請に基づき、藏本副会長（同・方向性検討会委員）は大要以下の通り説明した。

4／8、第1回目が開催され、国交省から、事前に行われた内航海運関係者とのヒヤリング結果を踏まえた課題等、内航海運業の現状等について各種データに基づき資料の説明が行われ、意見交換が行われた。

又、今後のスケジュールとしては

第2回目：5月下旬 短期的取組の検討

第3回目：6月下旬 短期的取組の中間取り纏め

これを受け内航事業者を対象とする悉皆アンケート調査を実施し、概算要求、税制改正要望等へ反映させようという計画。更に、

第4回目：9～10月 中長期的取組の検討①

第5回目：12月 中長期的取組の検討②

第6回目：2月 中長期的取組の取り纏めを行い、施策の推進を図る。

と言うことが確認された。

5／26、第2回目を開催。「早急に着手すべき取り組みについて」議論が行われ、

①船舶の老朽化が進む

②船員の高齢化も進み、船員不足が深刻化する

③トラック輸送の技術革新により長距離大量輸送での優位性が脅かされ、輸送需要の低下傾向が進む

と言った、10年後を見据えた課題（仮説）を立て、荷主業界・海運業界共に持続的に発展していくためには、荷主側、事業者側一体となった取組を行う必要があるとし、民間の取組について議論しつつ、公的支援の必要性も検討する、と言う方向性が確認された。

更に、ビジョン取り纏めに先立ち、早急に着手すべき取り組みとして、

①産業構造強化として、①高水準のサービスと運賃交渉力のあるオペの育成

　②耐力の強い船団の育成

　③無用な多重取引構造の解消

等のため、全事業者を対象とした悉皆の実態調査を実施する

②船員確保育成として、①人口減少・少子高齢化社会における船員の持続的・安定的な確保・育成

等のため、事業者間の連携促進への支援方策の検討、船員法等各種手続き簡素化の可能性模索

③船舶建造促進として、①高省エネ性能船舶の導入促進

　②需要に沿った計画的代替建造

等のため、省エネ技術を活用した船舶への代替建造支援方策の検討

④業務効率化として、①安全を担保とした上で作業時間縮減、運航体制の見直し

等のため、運航時や荷役・離着桟作業時の安全性・効率性を高めるための設備投資を効果的に進めるための支援方策の検討

- ⑤需要獲得策として、①トラック輸送からの転換ハードルの低いサービス提供等のため、新規荷主が利用しやすいよう、RORO船・コンテナ船とフェリー業界横断の連携体制、・一括情報提供サイトの構築を検討

と言った内容につき、意見交換を行った。

次回3回目で中間取り纏めとなるが、具体的な施策が打ち出されるというものでは無く、今までの議論の方向性を確認する取り纏めになる。個人的には、最終取り纏めの段階で具体的な施策等が打ち出されるものと考えており、又、検討会の中で小型船の立場で意見を述べさせて頂いている。

以上の説明の後、議長が意見を求めた処特に無く、了承された。

議題9．内航主要オペレーター輸送動向（3月実績値）に係る件

議長の指示により、事務局は大要以下の通り説明した。

貨物船の輸送量は、19,437千トンで前年同月比96%、前月（2月）比112%となった。前月比では日数増や年度末の駆け込み需要による増加となつたが、引き続き在庫高や減産により輸送需要の減少が見られ、鉄鋼、雑貨以外は前年比減少となつた。

- ・輸送主要品目別に前年同月比を見ると、鉄鋼は減産等で環境が改善せず、前年と同水準の100%。
- ・原料はスラグ等の落ち込みや鉄の減産の影響から91%。
- ・燃料は石炭の陸側設備に検査が入った影響で輸送の減少が見られて99%。
- ・紙・パルプは、国内販売が振るわず98%。
- ・雑貨は復興用建材・部材（プレキャスト・コンクリート）のほか、飲料の輸送が堅調であり101%。
- ・自動車は前月に工場の操業停止等の影響があつたことや、今月は年度末の販売攻勢から前月比では大幅な増加。但し、前年比では販売台数の低下が見られて95%。
- ・セメントは工場の休転等の影響で、大型船の稼働率はタイトとなつたが、西日本地区の在庫高で小型船の待機時間が長くなつた。荷動き低調で94%。

油送船の輸送量は、11,432千KL・トンで前年同月比98%、前月（2月）比102%となつた。前月比は日数増を考えると実質マイナスと考えられる。

- ・黒油はボンドバンカー向けや製油所転送の増加も見られたが、全体では暖冬の影響による電力需要の減少や他エネルギーへのシフトが見られたことにより91%。
- ・白油（ガソリン・灯油・軽油）は製油所間転送の増加のほか、低温により北海道、東北地区等で灯油の需要が旺盛であったため101%。
- ・ケミカルはベンゼンが国内需給調整の影響で減少が見られた一方、製油所間転送による影響で微増の101%。
- ・高圧液化は98%。引き続き、プロピレン市況の悪化によりFCCブタンガスの輸送

が低迷。定修の影響で LPG は前年割れ。エチレン、液体アンモニアでも減少が見られたが、塩ビモノマーは増加した。

- ・高温液体は 104%。アスファルトが前年割れとなつたが、その他の高温液体と硫黄が増加したこと 104%。
- ・耐腐食は苛性ソーダの堅調な輸送が続いており 107%。

更に、2015年度年間輸送数量が纏まり、貨物船は燃料、雑貨が前年度比共に102%と微増であったが、その他品目は93～97%と減少、全体としては96%に留まった。

油送船は黒油が97%と低調だったが、その他品目は101～111%、全体としては101%と横這い状況であった。

以上の説明の後、議長が意見を求めた処特に無く、了承された。

議題10. 事業集約等に関する審査基準に係る件

議長の指示により、事務局は大要以下の通り説明した。

事業集約等に関する審査基準の中で、懸案となつてゐた「長期用船契約」のオペとオーナーの関係、並びに「コスト保証」の解釈が明確にされた。

- ・長期用船契約書には用船料が明記されていること。（別途協定書は不可）
- ・船員費等に異常な高騰があつた場合の特約（スライド条項）が記載されていること。
- ・長期用船契約をしたオペとオーナー間に資本関係及び役員交流がないこと。
- ・当該長期用船契約は建造申請するオーナーと当該申請船舶を用船するオペとの間で交わされるものであること

また、「合併」については商業登記簿謄本を以て確認することとなつた。

以上の説明の後、議長が意見を求めた処特に無く、了承された。

議題11. その他

議長の指示により、事務局は大要以下の通り説明した。

（1）全海運第58回通常総会開催要領に係る件

本日、ご承認頂いた議題2、3、4、5につき、来る6月15日（水）16：00～東京に於いて第58回通常総会を開催する故、多数のご出席を乞う。

（2）今後の会議予定に係る件

今後の理事会を中心とした会議予定となっており、予めスケジュールに留め置き願

いたい。

以上で全ての議案審議が終了したことから、議長は本理事会の議事録署名人として議長の他、寺岡副会長、原田副会長を指名し、謝辞の後、14：10閉会を宣した。

以上